

非農地証明願

提出部数 1部

非農地となってから20年以上経過し、農地への復旧が困難な土地について証明するものです。
一部農地で残っている場合や、耕すことで農地に復元可能であれば非農地とは認められません。

	添付書類	確認事項
1	土地の登記事項証明書 (法務局で発行する全部事項証明に限る) *発行後3カ月以内のもの	①申請土地の地番、地積等の確認 ②所有者の氏名、住所の確認 ③申請土地の取得年月日及び原因の確認
2	法務局保管の字限図 (法務局で発行) *発行後3カ月以内のもの	※字界の土地については、隣接字限図も添付してください
3	隣接見取図	①法務局所管の字限図の写し等に、隣接地の地番・地目・所有者・耕作者を記入したもの ②里道は赤、水路は青で着色してください
4	付近見取図(位置図) 申請地の周辺の市街地及び営農の状況を表示した図面	①住宅地図等を利用し、申請地を色塗りしてください。 *申請地の位置、周辺の営農状況がわかるもの (1/2500の地図、住宅地図などを使用してください)
5	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域に含まれていないことを証明する町長の証明書(産業振興課で証明:300円)	
6	農地でなくなってから20年以上が経過していることを客観的に証明する書類 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・建物の保存登記があれば、登記簿謄本(法務局)+配置図 ・申請地上に建築後20年以上経過している建物があることが確認できれば、その旨を明示した建物評価額証明書(税務課)+配置図 ・20年以上前に撮影した航空写真(申請地が農地でなくなっていることが確認できるもの) ・その他、20年以上前から宅地であることを証明できる書類 	
7	申請地に隣接する農地等がある場合、その土地の所有者と耕作者の同意書	所有者 耕作者
8	区長及び水利権者の同意書	区長 水利権者、水路管理者
9	転用行為の妨げとなる権利を有する方の同意書	抵当権者、仮登記権者
10	現況写真	※必ず四方から写真を撮り、申請地と隣地との境界を明確に示してください。
11	地元農業委員の確認書	書類が全て揃ったら、書類一式をお持ちのうえ、地元農業委員さんに事情をよく説明し、確認書をもらってください。
12	始末書	農地法(S27)が施行された際に届出なかった理由

*申請者または申請者のご家族は、農業者年金経営移譲年金の受給者ではありませんか。

受給者である場合、申請地は特定処分対象農地に含まれていませんか。

*農業委員会で非農地証明願を審議するにあたり、追加資料の提出をお願いすることがあります。